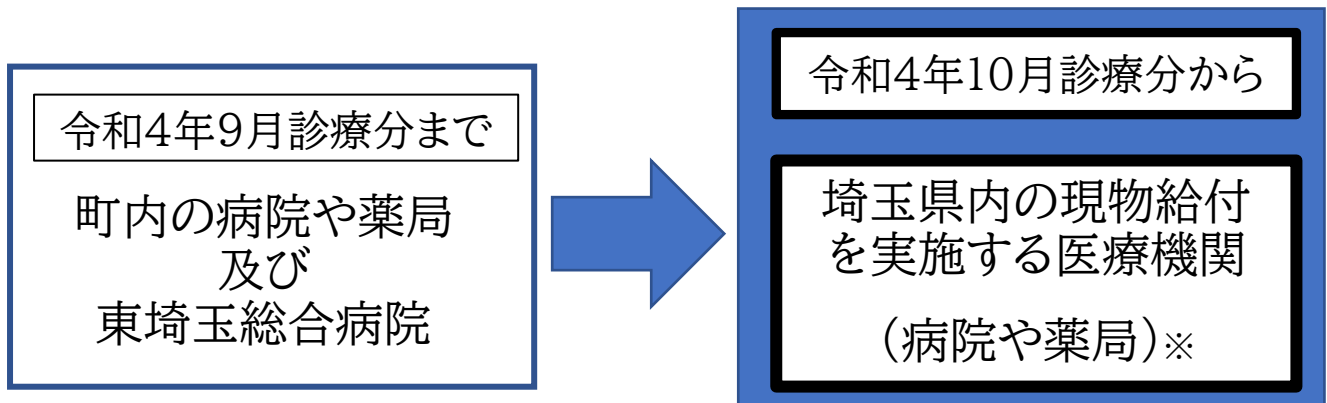


令和4年10月から現物給付を実施する医療機関が拡大します

1. 現物給付とは

医療機関の窓口で、町が発行する重度心身障害者医療費受給者証（オレンジ色の受給者証）を提示することにより、保険給付の一部負担金（医療費）を支払うことなく医療サービスを受けることができる仕組みです。

2. 現物給付を利用できる医療機関が拡大します



※一部実施しない医療機関もあります。

※訪問看護、マッサージや接骨院等は対象外です。

■ 埼玉県内の医療機関であっても、医療機関の判断に基づき現物給付を実施しない場合もあります。現物給付を実施する医療機関の確認は、直接医療機関もしくは福祉課にお問い合わせください。

3. 利用方法

現物給付を実施している医療機関を受診した際に、健康保険証と重度心身障害者医療費受給者証（オレンジ色の受給者証）を提示してください。



受給者証の提示により、一部負担金（医療費）の支払いは、ありません。
なお、入院時の差額ベッド代や食事療養費等、自費になるものは対象外です。

裏面もご覧ください。

4. 現物給付を実施していない医療機関を受診した場合

これまでと同様に、重度心身障害者医療費請求書(以下「請求書」)に医療機関等から発行される領収書を添付して福祉課に提出してください。

用意する請求書の枚数は、以下の手順を参考にしてください。

手順①	領収書を入院・外来(薬局含む)で分ける。
手順②	①で分けた外来の領収書を次の医療の種類ごとに分ける。 医療の種類…医科(薬局・訪問看護含む)、歯科、療養費(マッサージや接骨院、鍼灸あんま等)
手順③	①(入院分)、②で分けた領収書を診療月ごとにまとめる。
手順④	③でまとめた診療月ごとに請求書を1枚用意する。 医療機関等が異なっても医療の種類が同一で、かつ診療月が同一であれば、請求書は1枚でご提出いただけます。

5. 受給者の皆様へのお願い

本制度は、重度心身障害者やその家族の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図るため実施しているものです。この医療費助成を持続可能な制度とするため、以下の事項について皆様のご協力をお願いいたします。

- ①入院等で高額な医療費の支払いが見込まれる場合には、必ず限度額適用認定証を利用してください。
- ②疾病等の治療に対して、自立支援医療(更生医療、精神通院医療、育成医療)などの公費負担医療制度が利用できる場合は、必ず利用してください。
- ③救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診するなど、医療機関への適正受診にご協力をお願いします。

6. 入院生活費の助成について

入院生活費助成金(入院1日につき400円)の支給を受けるには申請が必要です。
なお、支給対象となる入院は、申請日から1年以内のものです。

【申請に必要なもの】

- ①重度心身障害者医療費受給者証(オレンジ色の受給者証)
- ②医療機関から発行される領収書(入院分)または所定の入院証明書(証明書料の領収書も含む)

【お問合せ】

杉戸町 福祉課 障がい福祉担当

電話番号 0480-33-1111 内線 267・269

メールアドレス fukushi@town.sugito.lg.jp